

監理技術者の専任義務の緩和について

葛飾区発注の工事案件において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の取扱いについては以下のとおりとします。

1 要件

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）の専任での設置
 - ① 施工する工事業種に対応する技術者で、以下のいずれかの資格を持つ者を、監理技術者補佐として設置すること。
 - ア 一級施工管理技士補
 - イ 一級施工管理技士等の国家資格者
 - ウ 学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者
 - ② 監理技術者補佐は配置を予定する日の3か月以上前から、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ③ 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める資格と同じであること。
- (2) 兼務できる工事現場
施工場所が葛飾区内の工事であること。
- (3) 兼務できる現場の数
兼務は2件までとする。

2 兼務を認めない工事

以下に該当する工事は兼務を認めない。なお、兼務を認めない工事については、公共工事等発注予定表等に記載する。

- (1) 予定価格2億円以上の営繕工事又は予定価格3億円以上の営繕工事以外の工事
- (2) 兼務する工事が通年維持工事同士の場合（通年維持工事等、24時間体制での応急処置工や緊急巡回等が必要な工事）
- (3) 共同企業体で施工する工事
- (4) 特記仕様書において兼務を認めないと定めた工事

3 提出資料

- (1) 入札に参加する工事に特例監理技術者の設置を予定している場合
入札参加申請時に、別記様式1「特例監理技術者の設置を予定している場合の確認事項」を作成し、その他提出資料と合わせ提出すること。
落札決定後に別記様式2「監理技術者の兼務通知書」を工事主管課に提出

すること。

- (2) 現に受注している工事の監理技術者を特例監理技術者とする場合
別記様式2「監理技術者の兼務通知書」を工事主管課に提出すること。

4 留意点

- (1) 特例監理技術者は施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (2) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。
- (3) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

5 適用開始日

令和3年4月1日